

## 地域計画の変更について

本村では、農業経営基盤強化促進法に基づき、地域の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため地域計画の更新を行っています。

### 1. 地域計画について

高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地を利用しやすくするよう、農地の集約化等の取組みを推進していく計画です。区域につきましては、村内を「北部」「中部」「南部」の3地域に分け、農業振興地域農用地区域の農地を計画に位置付け、認定農業者及び認定新規就農者を中心に、将来耕作面積を拡大する意向のある農業者等について、地域内の農業を担う者として位置付け、農地の出し手、受け手の意向等反映した目標地図を作成しております。

### 2. 地域計画に位置付けている農地の除外について

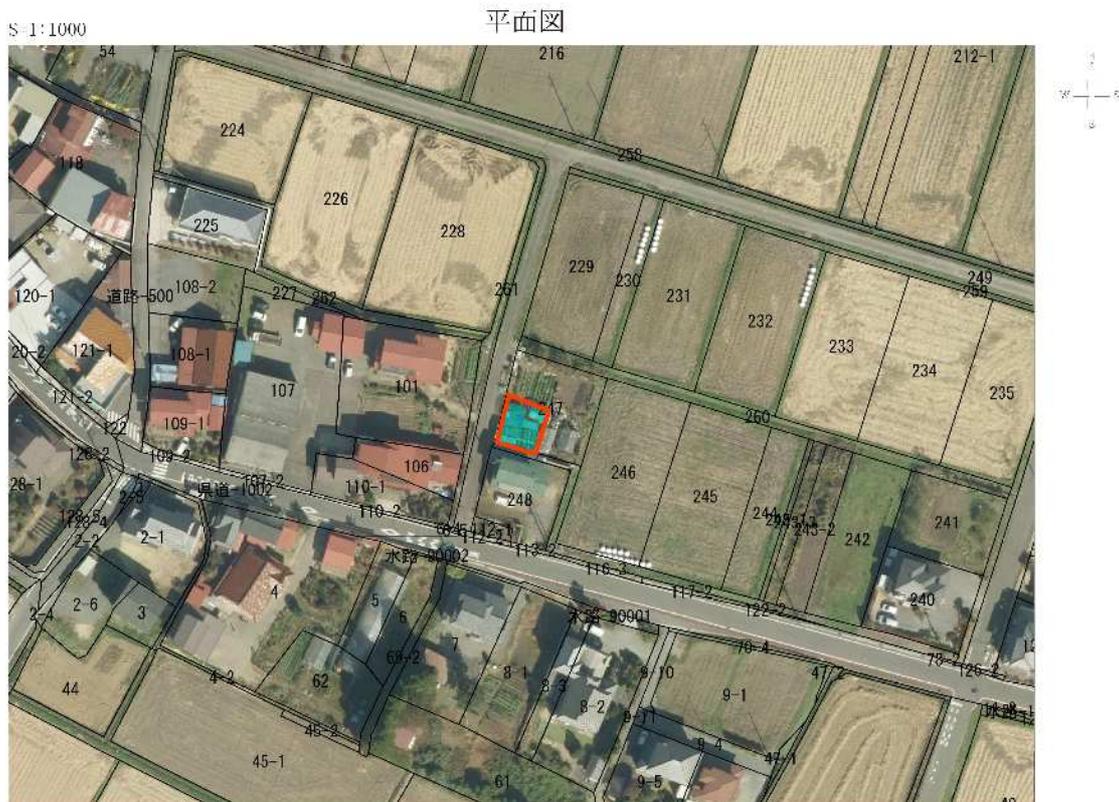
- ・(南部地区) 西郷村大字真船字芝原 238 番 2 (畑)177 m<sup>2</sup>  
除外理由: 自宅の建築のため

S=1:1000

平面図



- ・(北部地区) 西郷村大字米字上畑 247 番 2(田)90 m<sup>2</sup>  
除外理由: 駐車スペースの確保のため



## 協議の場開催

日時: 令和 7 年 4 月 28 日(月) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分

場所: 西郷村文化センター大研修室

西郷村認定農業者協議会総会にて説明済み(承認)

※担い手の利用計画のない農用地で、除外による集約化等について支障はない。